大学導入期における法情報教育の必要性について

井 出 明

The Necessity to Teach Legal Informatics during the Early Years of Undergraduate Education

はじめに

現在私は、大阪経済法科大学の講義で「情報と法」という科目を講義しているが、これは実は大変曖昧な科目名称である。情報学と法学が絡む学問領域は、「情報法」と「法情報学」と呼ばれる2種類に分かれているが、この両者はまったく異なるものである。情報法は、高度情報化社会の発展に伴って生じてくる法的諸問題を検討するための学問であり、内容的には知的財産系を扱う人と、憲法から派生して「表現の自由」や「知る権利」からアプローチする人に大別される。

本学では、2003年度より、大教室での講義科目として、知的財産法を開講しているので、「情報と法」の講義では、公法的な情報法学を講じることにしている。問題なのは、法情報学を体系的に教える科目が存在していない点である。

筆者は、このような現状に鑑み、低学年の演習科目(演習 IB)において、 半期 2 単位の法情報学を教えるゼミを 2 コマ分開講している。

本稿においては、まず、「法情報学とは何か」という根元的な問からはじめ、 教えるべき内容について概観した後、実際の講義内容について報告する。さら にその上で、現役受講生の声を紹介し、将来的にあるべき法情報教育の姿につ いて論ずることとする。

1. 法情報学とは何か

法情報学とは、民法や刑法と言った具体的な法内容を扱う学問領域ではない。

法律そのものを扱うわけではないという意味で、先述の情報法とは全く対象領域を異にしている。法律なり法現象が持つメタ情報を取り扱うことを目的とする学問領域である。とはいうものの、この「メタ情報」の取り扱いは、学者によって様相がかなり異なる。

もっとも典型的な法情報学は、松浦好治¹¹や田島裕²¹が扱っている類のものであり、アメリカのロースクールで講じられる、"Legal Research and Writing"にほぼ相当する。この種の講座では、法律学を学ぶ上で必要な文献や判例などをどこからどうやって探してくるのかという観点から講義が展開され、「法的な情報の集め方」が講義のメインとなる。

他にも、法的三段論法を論理プログラミングの形で表現する試み³)や、法律に関連する社会現象を、統計学を用いることで分析しようとする法情報学の学派がも存在する。また、サイバーコートや電子ムートの開発を考える系譜5)もある。

筆者が本学のゼミで扱った法情報学は、最初に挙げたカテゴリーに属するものである。つまり、法学情報をどのように見つけ出し、どのように加工するかという観点からゼミを展開した。内容の詳しい点は、後の章に譲る。

2. 教える必要性と教えるべき内容

日本の法学教育は、従来、教師の言葉を正しく受け取り、それを効率的に覚え、試験の時はそれを正確にはき出すことが求められた。しかし、このような教授システムでは創造性の高い人材を育てられないばかりか、予備校で受験勉強漬けになった人間が早期に司法試験に合格していくという歪んだ法曹育成がまかり通ることとなった。このようなゆがみの是正が各方面から求められ、いわゆる法科大学院改革が始まったわけであるが、今回の法科大学院のカリキュラムについて、情報学の観点から特筆されるのは、ほとんどの法科大学院で「法情報学」が必修化されている点である。自分の頭で考え、自分の力で立論が出来る法曹を養成するというロースクールの趣旨から考えるとこの流れは大変喜ばしい。

しかし、自分でリサーチする能力を持った人材の育成は、何も法科大学院だけに求められる話ではない。学部教育においても、調査や文章作成能力を持った人材は当然求められるはずである。例えば、都市部における法学部卒業者の有力な雇用先としては、現在でも法律事務所は大きな比重を占めている。法律事務所の情報化に関して述べれば、すでに都市部の法律事務所は、大手でなくとも、オンラインのデータベースを整備し始めている。これは都市部においては、事務所の家賃が高いために紙ベースのリソースをおけないという現実的要請もあるが、より手軽に必要な情報にたどり着けるというデータベース本来の意義から、情報資源をデジタル化している傾向がある。

データベースの検索を実際に行ってみると、法律家の持つ概念をデータベース上から的確に拾ってくるためには、かなりの熟練を必要とすることが分かる。今後、弁護士事務所において職員として働く場合、学校教育のどこかで法検索の技術を身につけていることが望ましいと言えるであろう。このような意味から、私は学部教育における法情報学教育の必要性を感じ、ゼミとして提供することとなったのである。

また、社会に巣立つ法学部卒業生は、現実には法的資料集以外にも、インターネットをはじめとする各種の情報リソースから、様々な資料を収集することが要求されるであろう。地方公務員になれば、他の自治体の情報を検索し、比較するような能力も要求されるであろうし、メーカーに就職した場合は、各種の特許情報を調べる必要性が出てくるかもしれない。このような問題意識から、筆者の担当した法情報学の演習では、法情報に特化した情報収集に加え、新聞検索等の一般的な情報も扱うこととした。

さらに、今回のゼミでは、もう一歩踏み込んだ能力の育成を身に付けることを目標とした。それは、プレゼンテーション能力の育成である。どんなに素晴らしい概念を持っており、またいくら上手に情報を集めてきたとしても、それを伝える能力がないとすれば、その人の能力や才能は決して見いだされることはないであろう。これまでの大学教育では、プレゼンテーション能力の育成はあまり重視されてこなかったが、あえてこの領域にウェイトを置いた授業展開は必要であると考えている。

3. 実際の講義内容

本章では、実際に筆者が展開したゼミの内容を報告する。ゼミは、顔合わせの回を除けば実質11回であるが、一つの項目に2講義分使うこともあり、以下の回数わけは、あくまで目安であるという点を斟酌されたい。

3. 1. プレゼンソフトの操作習得

まずはじめに、パワーポイントの使用方法を教えた。プレゼンソフトであれば、何を用いても良いのであるが、普及割合からいって、これを用いざるを得ない。スライドのめくり方、アニメーションの入れ方、画像の張り方等基本的なレベルから講義し、学生達には「私の高校生活」というタイトルで、自分たちの高校生活を語るスライドを作ってもらった。

3. 2. プレゼンテーションの実際

前回作成したプレゼンテーションを、壇上で学生達に実演させた。詰め込み すぎたスライドや無意味なアニメーションなどを矯正させると共に、発表の際 の間合いの取り方や、聴衆へのアピール法などを実地に教えてみた。

3. 3. 法的メタ情報の抽出1

この回から、いよいよ法学特有の情報処理に入ることとなった。この回は、 判例が持つメタ的な情報を判例集から抽出し、わかりやすくパワーポイント用 に加工することを目的とした。具体的には、有斐閣の判例百選に掲載されてい る判例のうち、低学年でも理解可能な著名判例を教師の側で数件選び、学生各 自に興味のあるものをセレクトさせ、作業に取りかかった。使用した判例は以 下の通りである。

- ① 日産自動車事件7)
- ② 宇奈月温泉事件8)
- ③ 空気を注射した不能犯事例*)

3. 4. 法的メタ情報の抽出2

この回は、映像情報からの法的メタデータの抽出を行った。具体的には、NHKで放送されている「バラエティ生活笑百科」¹⁰⁰の寸劇を見て、その上で法的な論点を抽出し、スライドの形に作らせるという指導を行った。まず使用貸借契約に関する寸劇を見せたあとで、教師作成のスライドの模範を披露した。その後で、借地借家法がらみの寸劇を学生に見せ、それぞれがその劇の持つ法的論点を抽出し、妥当な法規範を定立した後、劇中の事実に当てはめるという作業を行わせた。

3. 5. 時事データ検索

これまで講義した法的メタデータの抽出から離れ、この回は、一般的な新聞検索の技術を教えた。具体的には、佐賀新聞社のホームページにアクセスして、佐賀新聞¹¹¹の過去ログを検索する技術を身に付けることを目標とした。佐賀新聞は、全国で唯一、インターネットで記事の全文検索を可能としている新聞社であり、情報源として大変価値がある。

また、さらに詳細な時事的なデータを欲する学生のために、日経テレコンの アクセス方法も講義した。こちらは有料データベースなので、濫用することは 出来ないが、工業系新聞などの特殊媒体にアクセスするほぼ唯一の方法なので、 あえて学生に使い方を教えることとした。

3. 6. LEX/DB の実習¹²⁾

続いて、法学の個別データの検索手法を講じた。具体的には、東京から講師を招き、TKCのLEX/DBの使い方を講演して頂いた。条文から横断的に関連判例を収集する方法や、ある判例から類似判例を網羅的に集めてくる方法を学び、学生達は大変興味を持ったようである。

3. 7. LEXIS の実習¹³⁾

さらに高度な法情報検索として、アメリカをはじめとする外国判例データベー

スの使い方を学生に学ばせた。この回も、東京から専門の講師を招き、講義を担当して頂いた。使用したデータベースは LEXIS であるが、学生にとってみると外国語の壁が厚かったようで、検索には苦労していたようである。キーワードを打ち込んで検索をするのであるが、この段階でスペルミスがあったために、なかなか目的の情報にたどり着けないという状況が数回生じたことを記しておく。

4. 学生の反応

ゼミとしては、ほぼ毎週課題提出を要求したが、予想していたほど脱落率は 高くなかった。約6割の学生が最後まで課題を提出し、ゼミについてきた。

また、講義最終日に、「法律の内容を直接扱わず、調べ方と表現技法だけを鍛えるゼミに意味があるか」という課題でレポートを提出させた。学生の評価はおおむね好評であった。最後まで課題についてこられた学生だけを対象にしたレポートなので、高評価は当然ともいえるが、レポートの中で筆者の目を引いたのは、「習った知識はすぐに忘れてしまうけど、調べ方の方法論はなぜか不思議と忘れない。」という感想であった。今回のゼミでは、法情報と時事データを対象とした情報収集力を鍛えたわけだが、一度この種のリテラシーが身に付いてしまえば、調査の対象が何に変化しても、この能力を応用出来る。信頼の置けるデータベースと、確度の高いサイトを見つけられさえすれば、方法論そのものは不変と言えるからである。

反省点もないわけではない。前述までのシステムでゼミを展開した結果、「討論」の要素がなくなってしまった。討論はゼミの欠くべからざる要素であるものの、残念ながら主として時間的制約からこの要素を盛り込むことが出来なかった。その結果として、「ゼミで友達が出来なかった」と嘆く学生も現れたことは、教師として憂慮しなくてはならないと考える。

5. 今後の課題

前章までの記述をふまえ、今後の諸課題を挙げておきたい。

5. 1. 科目の連携

現在、多くの大学で資料調査(インターネットの使い方)、文書作成(ワード実習)および発表(パワーポイント実習)の講座は、別個に開講され、その料目間の連携はない。法科大学院で開講される法情報学も、授業内容自体に統一的なシラバスは存在しておらず、上述の3つのスキルをどう融合的に指導するかという点については、教員達に明確なコンセンサスはないと言える。

しかし、情報を収集し、自分の力でまとめ、発表する能力は本来三位一体のものとして捉えられるべきである。したがって、法律学を学ぶ上での基礎的スキルとして、資料調査。文書作成・発表の力を総合的に磨くことを意識した"法情報学"の整備された体系的シラバスの提唱はあって良いはずである。

5. 2. 学問内容そのものの指導

今回のゼミを通して、良い情報を集めてきて、良いレポートやスライドを作った学生は決してコンピュータの前に常に齧り付いているような「オタク」的な学生ではない。法律そのものをよく分かっている学生は、やはり信頼性のおける良い情報を集めてきており、その良い情報を使ってわかりやすいレポートと説得力のあるスライドを作っている。

この事象は、情報教育のあるべき方向性を示している。つまり、根幹となる学問そのものをやっておかないと、インターネットなり、コンピュータなりがいくら使えたとしても、それは学習のためのスキルではなく、単なる高価な玩具程度の意味しか持たない。これは、整備されたデータベースより、webサイトを直に資料収集の対象とする場合により深刻な問題となる。インターネット上に存在する情報の大部分は、ほとんど価値のないいわば「がらくた」のようなものである。また、「がらくた」でなくとも、法律学習者にとって有益な

情報ばかりであるとは限らない。

実際に、脳死や安楽死に関する法学上のレポートを低学年に課したことがあったが、Google で検索した場合、トップページに出てくるのは、ある宗教団体のページであった。Google は、"ページランク"という独自のアルゴリズムで、検索要求のあったキーワードを含んだサイト中で、ページビューの多いものから順に表示していく。したがって、Google で上位にランクされるサイトが、必ずしも学習者の要求に沿ったものとは限らないのである。このサイトを利用する場合、学習者は自分に必要な情報を、自分の能力で吟味する本質的意味でのリテラシーを必要とするが、これを身に付けるためには、自分の調査目的を学問的に理解していないと不可能であるといえよう。

5. 3. 図書館との連携

従来、資料調査は主として図書館で行われていた。それは、媒体が紙を束ねた「本」に限定されていたからである。しかし、現在はデータのマルチメディア化が進み、CD、DVD、そしてwebというように、情報は物質性から解放されつつある。したがって、情報収集における図書館の役割は相対的に低下しているように思われるかもしれないが、この論理には大きな落とし穴がある。

前節の5.2.で述べたように、資料調査をしている学生は、調べた資料の価値そのものを分かっているとは限らない。その場合、収集資料の意味や資料収集の方向性を指し示してくれる指導者が必要となる。もちろん、担当教員が協力するのは当然であるが、資料収集についてのプロとして、大学にはライブラリアンが配置されている。学生がライブラリアンに対して、恒常的にアドバイスを求められるような体制を整えることは大切である。

この観点からすれば、図書館と電子ネットワーク機器の関係は、切っても切れないものとなり、より高次の視点から図書館のメディアセンター化が望まれることとなる。

6. 終わりに

「法情報学」という科目の必要性は、法科大学院を中心に意識されつつあるが、その教育内容は、未だ確定していない。しかし、法科大学院の開講は、迫っており、具体的な教育内容の提示が求められている。また、学部教育においても、法情報のリサーチやプレゼンテーションは、つけておくべきスキルである。本稿が、これらの論点を考える上で、何らかの参考とされるのであれば、筆者としては望外の喜びである。

謝辞

本論文を執筆するにあたり、大阪経済法科大学図書館のライブラリアンである太田潔氏には大変お世話になった。心から御礼申し上げたい。氏は、前掲の「導入教育における外国判例データベースの活用」論文の共著者であるとともに、ライブラリアンの視点から常に筆者に啓発を与えてくれた。今後も共同研究のパートナーとしての助力をいただけることを願っている。

参考文献・資料・サイト

- 1) 松浦好治・加賀山茂編『第二版 法情報学 ネットワーク時代の法学入門』(有斐閣・2002)
- 2) 田島裕『法律情報の検索と論文の書き方』(丸善・1998)
- 3) 吉野―編者代表『法律人工知能 法的知識の解明と法的推論の実現』(創成社・2002)
- 4) 棚瀬孝雄「弁護士の地域分布と本人訴訟率 (上・下)」ジュリスト 635号 (1977) pp.80、同636号 pp.120
- 5) サイバーコートフォーラム http://cc.intranets.co.jp/login.asp?link=
- 6) 太田潔・井出明・神山智子「導入教育における外国判例データベースの活用」私立 大学情報教育協会平成15年度全国大会 pp.180-pp.181
- 7) 最判昭60年4月23日 民集39巻3号730頁
- 8) 大判昭10年10月5日 民集14巻1065頁
- 9) 最判昭37年3月23日 刑集16巻3号305頁

大学導入期における法情報教育の必要性について (井出)

10) バラエティ生活笑百科

http://www.nhk.or.jp/osaka/guide/seikatsu_shouhyakka.html

- 11) 佐賀新聞ホームページ http://www.saga-s.co.jp
- 12) LEX/DBインターネット TKC 法律情報データベース http://www.tkclex.ne.jp/
- 13) LexisNexis Japan, 世界の情報—ニュース、企業、法律・判例—オンラインデータ ベース http://www.lexisnexis.jp/

追記 この研究は2003年度研究補助金による研究成果である。